

三スポ少第54号
令和4年1月27日

三条市スポーツ少年団
本部役員・単位団事務局 各位

三条市スポーツ少年団
本部長 米山俊司

感染症拡大に伴う少年団活動の休止のお願い

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素よりスポーツ少年団活動にご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、三条市教育委員会より、「教育活動及び部活動」に対する制限が発出されておりましたが、現在の感染拡大を考慮して「部活動実施上の留意事項について(令和4年1月26日付)」を新たに発出し、「市内中学校の部活動を休止」される事となりました。

それに伴い、三条市役所所管課からも少年団及び小中学生のスポーツ活動の自粛要請がございましたので、当少年団としても、「市内全国の活動を休止すべき」と判断致しましたので、下記期間において、少年団活動の休止をお願い致します。

記

休止期間

令和4年1月27日(木)～2月13日(日)

※「まん延防止等重点措置」適用期間中。

内 容

加盟単位団全団の活動休止。

※県内・市内の感染が広がっている状況ですので、規制に対する趣旨を理解して、各団団員へ団員同士の自主的活動も控えるように共有をお願い致します。

そ の 他

「まん延防止等重点措置」や三条市の措置が延長される場合は、継続となりますので、積極的な情報収集をお願い致します。

以上

三条市スポーツ少年団 担当：岩瀬・坂井 〒959-1153 三条市新堀 2113 番地 三条市栄体育館内 TEL：0256-45-1150 FAX：0256-45-1151
--



三教一貫第49号の2
令和4年1月26日

三条市立中学校長 様
三条市立義務教育学校長 様

三条市教育委員会
小中一貫教育推進課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和4年1月27日時点）

新潟県では、新型コロナウイルス感染症患者が急増し、「まん延防止等重点措置」が適用となりました。三条市立学校でも多くの学校が感染拡大の影響を受け、1月18日に学年や学級を超えて生徒同士が触れ合うような交流活動を控えるとともに、週休日、休日の部活動を休止するよう通知したところです。しかし、感染拡大は続いている状況です。

については、生徒同士の接触をさらに抑えるため、下記の期間、すべての部活動を休止します。ただし、上位につながる大会の出場者がいる場合は、技能の維持の観点から最小限の活動を認めます。その際は、活動計画書を事前に提出し、教育委員会の許可を得ることとします。

記

休止期間 令和4年1月27日（木）～2月13日（日）
（まん延防止等重点措置適用期間中）

【担当】

三条市教育委員会小中一貫教育推進課

指導主事 相田 覚

〒959-1192 三条市新堀1311番地

TEL 0256-45-1116（内線245）

FAX 0256-45-5309

E-mail ikkankyoku@city.sanjo.niigata.jp



令和4年1月26日

三条市立中学校・義務教育学校
生徒の保護者の皆様

三条市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための部活動の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から三条市の教育に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新潟県では新型コロナウイルス感染症患者が急増し、「まん延防止等重点措置」が適用となりました。三条市立学校でも多くの学校が感染拡大の影響を受け、1月18日に学年や学級を超えて生徒同士が触れ合うような交流活動を控えるとともに、週休日、休日の部活動を休止するよう学校に通知したところです。しかし、感染拡大は続いている状況です。

については、生徒同士の接触をさらに抑えるため、下記の期間、すべての部活動を休止します。

御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 休止期間 令和4年1月27日（木）～2月13日（日）
（まん延防止等重点措置適用期間中）
- 2 留意点 上位につながる大会の出場者がいる場合は、学校と教育委員会で協議し、技能の維持の観点から最小限の活動を認めます。

担当 三条市教育委員会 小中一貫教育推進課 TEL0256-45-1118